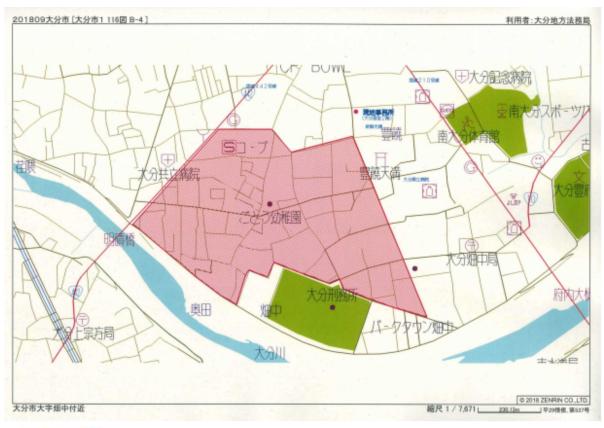
公がからははのかりのとからは、一般のでは、一般のでは、一般のできる。

全地所有害及び居住者の皆傷へのお願い

大分地方法務局では、下記の畑中・明磧地区(大分市畑中三丁目、同畑中四丁目、同明磧町二丁目及び田中町三丁目、同豊饒三丁目、同畑中二丁目、同畑中五丁目の各一部)において、新たに精度の高い登記所備付地図(不動産登記法第14条第1項に定める地図)を作成することになりました。つきましては、地図作成作業を円滑に行うためには、皆様方の御協力をいただく必要がありますので、地図作成の趣旨を御理解の上、御協力をいただきますようお願いいたします。



值民盟和会

(ゼンリン電子住宅地図デジタウンで作成)

例年、本作業開始前に住民説明会を開催しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本年度は、本資料の送付をもって、住民説明会の開催に代えることとします。

ただし、土地所有者様の本資料及び本作業における質問に対応するため、予約制による個別の説明会を実施します。資料に関する質問に対し説明する形式で行うため、質問がなければ参加いただく必要はありませんが、質問等がある場合は、事前に現地事務所に予約の連絡をいただいた上で御参加ください。なお、個別説明会以降に質問等がある場合は、現地事務所までお問合せください。

(FEEDER)

令和4年9月から令和6年3月31日までの間

現在、法務局に備え付けている作業実施地域の地図(公図)は、明治中期に作成され、地図の精度が低く、また、長い年月の経過により地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の境界(筆界)や面積が正確でないものがあります。

これらのことにより、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは不動産の表示に関する登記申請等に問題が生じるケースもあります。

そこで、大分地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地の一筆ごとの筆界を確認し、正確な測量を行った上で精度の高い地図を作成することとしました。

THE REPORT OF THE PARTY OF THE

- 国家基準点に基づいた測量により作成された地図は、土地の位置及び区画を特定することができるため、筆界に関する争いを未然に防ぐことができます。
- 境界標識が亡失して土地の境界(筆界)が不明になっても、当該地図に基づき 復元測量することによって、筆界を特定することが可能になります。
- 登記簿上の地目や面積が一致しない土地については、調査・測量の結果に基づき、法務局において職権で変更又は更正の登記をします。
- 作成した地図は、法務局において「登記所備付地図」として適正に維持・管理され、同時に各土地の地積測量図も備え付けますので、「地図の写し」及び「地積測量図の写し」の交付請求等が可能になります。

智養へのお願い

- 境界杭や境界標識等は測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。
- 事前調査や測量等のために皆様の所有地へ立ち入りますので、あらかじめ御了 承ください。

※注 意

隣接地との筆界が確認できなかった場合には「筆界未定地」として処理され、確認できなかった筆界は地図に表記されません。

なお、地図作成後に所有者間で筆界を確認する場合には、各所有者の費用により、地図訂正等の手続が別途必要となります。

DISCOUNTINGED TO THE PROPERTY OF THE PROPERTY

土地所有者の皆様には、別途、立会日時を御案内します。

買用

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、筆界の確認の際に立ち会っていただくための交通費などの経費は自己負担となります。

なお、筆界が確定した土地の各境界には、国の費用にて管理用の金属標識等を設置することになりますが、コンクリート杭などの永久的な境界標識の設置費用については、所有者又は隣接所有者同士で負担いただくことになります。

家問合也。這個先

〒870-0855 大分市豊饒二丁目 5 番 1 号(大分信用金庫畑中店外ATM出張所2階) 大分地方法務局地図作成作業現地事務所

電話(097)576-9331 担当:三浦

(祝日を除く月曜から金曜までの午前9時から午後4時まで)

〈上記事務所不在時の連絡先〉

〒870-8513 大分市荷揚町7番5号 大分法務総合庁舎 大分地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室 電話(097)532-3342

(祝日を除く月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時15分まで)